

議案第47号

日野町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

日野町農業委員会委員の任命につき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月11日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意が必要な理由と概要

理由と概要

日野町農業委員会の委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項の規定により、原則として認定農業者が過半数を占めることとされているが、次期農業委員の候補者に占める認定農業者の割合が過半数に満たないことから、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の過半数要件の例外を適用することについて、議会の同意を求めるもの。

（参考）

○農業委員の定数	5人
○次期農業委員の候補者のうち認定農業者数	2人